

関係各位

輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直しについて

越境電子商取引の拡大に伴い、通販貨物等の輸入が増加し、不正薬物や知的財産侵害物品等の密輸が多数摘発されています。フルフィルメントサービスを利用した貨物（以下、「FS利用貨物」という。）については不当に低い価格で輸入申告することで、関税等をほ脱するという脱税事案が顕在化しています。

そのような背景を踏まえ、円滑な輸入を引き続き確保し、水際取締りの実効性の確保及び適正な課税を実現するため、輸入申告項目を追加し、輸入申告者の意義を明確化するとともに、税関事務管理人制度が改正されましたのでお知らせいたします。

記

1. 改正規定

①輸入申告者の意義の明確化

（関税法施行令第 59 条、関税法施行規則第 7 条の 6）

②輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直し

（関税法第 95 条、関税法施行令第 84 条、第 84 条の 2、関税法施行規則第 11 条の 2、第 11 条の 3）

2. 施行日

令和 5 年 10 月 1 日

3. 改正の内容

①輸入申告者の意義の明確化（関税法基本通達 67-3-3 の 2）

輸入取引により輸入される貨物については、関税法基本通達 6-1(1)に規定する「貨物を輸入する者」と同様とする。

上記以外の場合には、輸入申告の時点において、国内引取り後の輸入貨物の処分の権限を有する者をいい、その者以外に輸入の目的たる行為を行う者がある場合にはその者を含むものとする。

【輸入の目的たる行為を行う者の例示】

- ・ 賃貸借契約に基づき輸入される貨物は、当該貨物を賃借して使用する者
- ・ 委託販売のために輸入される貨物は、当該貨物の販売の委託を受けて販売する者
- ・ 加工・修繕のために輸入される貨物は、当該貨物を加工・修繕する者
- ・ 滅却するために輸入される貨物は、当該貨物を滅却する者

②輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直し（関税法第95条）

- ・ 輸入申告時に記載を求めている「輸入者の住所及び氏名」を関税法施行令上の輸入申告項目に追加
- ・ 税関事務管理人の届出項目への「届出者と税関事務管理人との関係」等の追加及び税関事務管理人届出の際の税関事務管理人との委任契約関係書類の提出
- ・ 税関長が非居住者等に税関事務管理人の選定・届出等を要請し、非居住者が期限までに要請に応じない場合に、税関長が、非居住者の一定の国内関連者を税関事務管理人として指定することを可能とする規定を整備

これまで、特にF S利用貨物について単に手続の委託を受けて輸入を代行している者は、本年10月1日以後は輸入申告者となり得ず、F S利用貨物を販売する非居住者が輸入申告者となります（税関事務管理人を定めて届け出る必要がある）ので、ご留意ください。

具体的な内容については、税関HPをご参照ください。

<https://www.customs.go.jp/shiryo/20230707.htm>

【問合せ先】

東京税関業務部

通関総括第1部門

電話：03-3599-6337

輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直しについて

越境電子商取引の拡大に伴い、通販貨物等の輸入が増加し、不正薬物や知的財産侵害物品等の密輸が多数摘発されています。FS利用貨物については不当に低い価格で輸入申告することで関税等をぼ脱するという脱税事案が顕在化しています。

そのような背景を踏まえ、引き続き円滑な輸入を確保し、水際取締りの実効性の確保及び適正な課税を実現するため、制度の見直しを行いました。

【FS（フルフィルメントサービス）利用貨物とは】

ECプラットフォーム運営事業者等が提供するフルフィルメントサービス（購入者の注文受付から配送完了までの一連の業務全般（受注、在庫管理、梱包、発送、受渡し、代金回収等）を請け負うサービス）を利用して国内で販売することを予定して輸入しようとする貨物のこと。

改正の内容①（令和5年10月1日施行）

- 輸入申告時に記載を求めている「輸入者の住所及び氏名」を関税法施行令上の輸入申告項目に追加
- 上記「輸入者の住所及び氏名」の追加に伴い、輸入申告者（貨物を輸入しようとする者）の意義を明確化 ⇒裏面参照
- 税関事務管理人の届出項目への「届出者と税関事務管理人との関係」等の追加及び税関事務管理人届出の際の税関事務管理人との委任契約関係書類の提出
- 税関長が非居住者等に税関事務管理人の選定・届出等を要請し、非居住者が期限までに要請に応じない場合に、税関長が、非居住者の一定の国内関連者を税関事務管理人として指定することを可能とする規定を整備

改正の内容②（令和7年10月12日施行）

輸入申告項目に以下の項目を追加

- 通販貨物に該当するか否か
- 通販貨物に該当する場合、プラットフォームの名称・呼称等
- 輸入許可後の貨物の運送先の所在地・名称

※ NACCSによるシステム申告の詳細については、今後お知らせします。

【関係法令：輸入申告項目（施行後）】

- 関税法施行令第59条、関税法施行規則第7条の6

【関係法令：税関事務管理人（施行後）】

- 関税法第95条、関税法施行令第84条、第84条の2、関税法施行規則第11条の2、第11条の3



「適正かつ公平な関税等の徴収」、「安全・安心な社会の実現」、「貿易の円滑化」

税関HP：<https://www.customs.go.jp>



〔 輸入申告者の意義の明確化 〕

輸入申告者（貨物を輸入しようとする者）は、輸入貨物に係る情報を把握して、責任をもって適正な輸入申告を行う必要があることから、関税法基本通達の規定により輸入申告者の意義を明確化しましたので、輸入申告時にはご留意ください。

通達改正の内容（令和5年10月1日施行）

- 輸入取引により輸入される貨物については、関税法基本通達6-1(1)に規定する「貨物を輸入する者」と同様とする。
- 上記以外の場合には、輸入申告の時点において、国内引取り後の輸入貨物の処分の権限を有する者をいい、その者以外に輸入の目的たる行為を行う者がある場合にはその者を含むものとする。

【輸入の目的たる行為を行う者の例示】

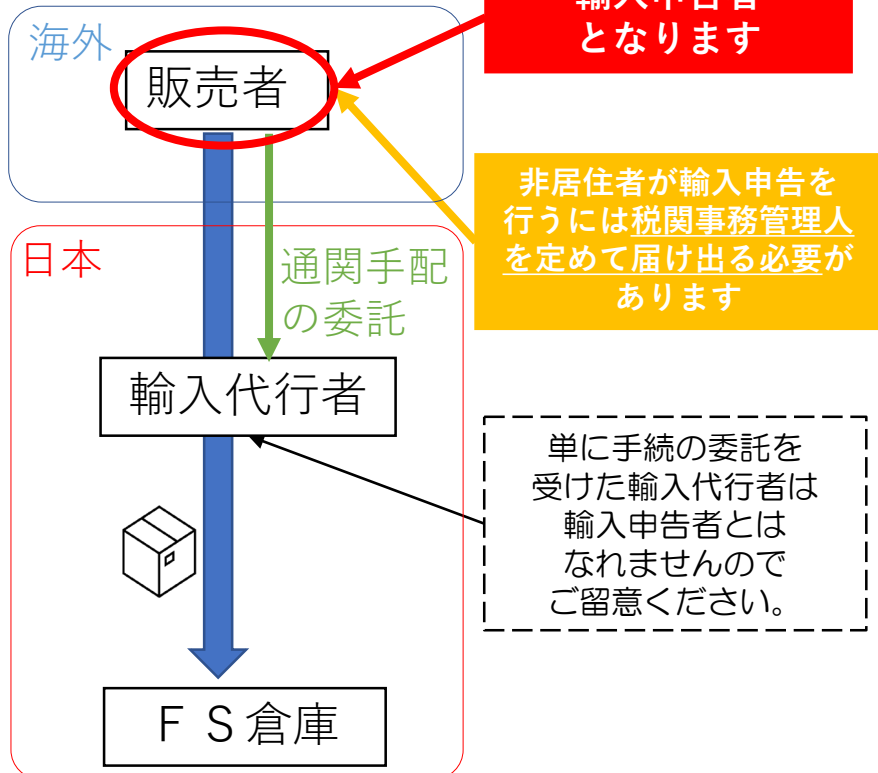
- ・ 賃貸借契約に基づき輸入される貨物は、当該貨物を賃借して使用する者
- ・ 委託販売のために輸入される貨物は、当該貨物の販売の委託を受けて販売する者
- ・ 加工・修繕のために輸入される貨物は、当該貨物を加工・修繕する者
- ・ 滅却するために輸入される貨物は、当該貨物を滅却する者

【輸入申告者が変更になる例】

改正前（令和5年9月30日以前）



改正後（令和5年10月1日以後）



これらの制度改正に係る情報及びお問い合わせ先は、税関HPへ掲載（右記QRコード）しておりますのでご参照ください。





現在位置: [ホーム](#) > [輸出入手続](#) > 輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直しについて

輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直しについて

令和5年7月
財務省・税関

越境電子商取引の拡大に伴い、通販貨物等の輸入が増加し、不正薬物や知的財産侵害物品等の密輸が多数摘発されています。FS利用貨物については不当に低い価格で輸入申告することで関税等を払脱するという脱税事案が顕在化しています。

そのような背景を踏まえ、円滑な輸入を引き続き確保し、水際取締りの実効性の確保及び適正な課税を実現するための制度見直しを行いました。

直近では、令和5年10月1日から、輸入申告時に記載を求めている「貨物を輸入しようとする者の住所及び氏名」が関税法施行令上の輸入申告項目に追加されることとなります。

また、税関事務管理人の届出項目に「届出者と税関事務管理人との関係」等が追加されるとともに、税関事務管理人との委任契約関係書類を添付することとなります。

※制度見直しの具体的な内容については、以下の参考資料をご確認ください。

参考資料

- [・輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直しについて【リーフレット】](#)
- [・輸入申告者の意義の明確化に関する事例集](#)
- [・税関事務管理人届出書\(税関様式\)の改正について](#)

問合せ先

函館税関業務部総括部門	TEL 0138-40-4381
東京税関業務部通関総括第1部門	TEL 03-3599-6337
横浜税関業務部通関総括第1部門	TEL 045-212-6150
名古屋税関業務部通関総括第1部門	TEL 052-654-4085
大阪税関業務部通関総括第1部門	TEL 06-6576-3313
神戸税関業務部通関総括第1部門	TEL 078-333-3086
門司税関業務部通関総括第1部門	TEL 050-3530-8367
長崎税関業務部総括部門	TEL 095-828-0126
沖縄地区税関通関総括第1部門	TEL 098-862-9291

関税局・税関について

[関税局・税関の組織](#)

[採用情報](#)

[関税局・税関の動き](#)

施設等機関

[関税中央分析所](#)

[税関研修所](#)

関税政策・税関行政

[所管法令等](#)

[特殊関税](#)

[審議会・研究会](#)

[政策評価](#)

[国際機関\(WTO・WCO\)](#)

[地域協力\(APEC\)](#)

[経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)

[税関相互支援協定\(CMAA\)](#)

税関手続き

[手続案内\[e-Gov\(イーガブ\)へ\]](#)

[各種様式及び記載要領](#)

その他

[情報公開・個人情報保護](#)

[パブリックコメント](#)

[調達情報](#)

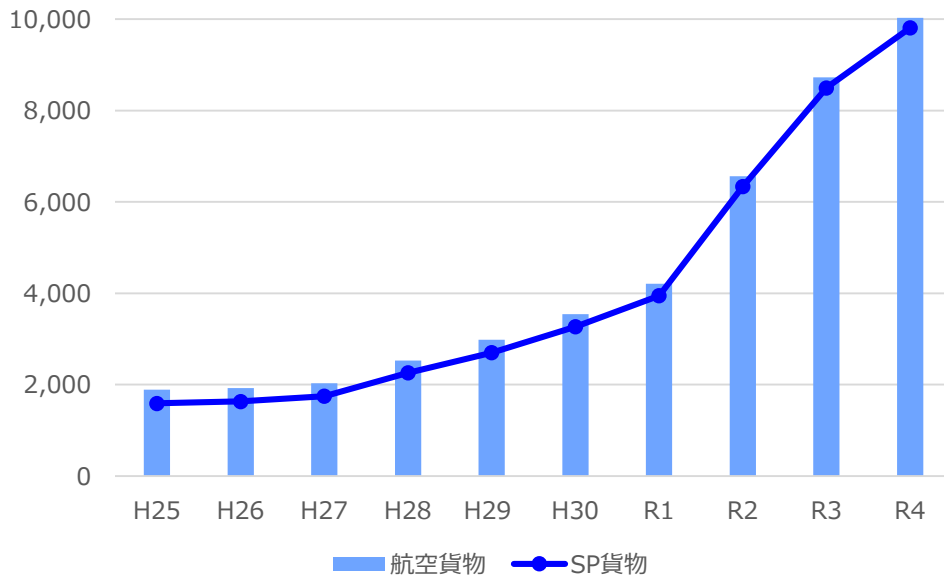
[税関関係用語集](#)

急増する輸入貨物への対応

輸入許可件数の推移

航空貨物の輸入許可件数

(単位：万件)



海上貨物の輸入許可件数

(単位：万件)



- 航空貨物（SP貨物）の増加傾向は コロナ禍前から始まっており、越境ECの拡大に伴う通販貨物の増加が要因。
- 海上貨物の急増分は近隣アジア諸国からの通販貨物の増加が要因。
- これに対し、税関においては、水際取締りと円滑な通関の両立のため、①事前情報の入手・活用、②職員の増員、③検査機器の配備、④通関業者等との連携などにより、効果的・効率的な取締りに取り組んでいる。

SP貨物：航空貨物のうち、輸出者（荷送人）との運送契約において輸入者（荷受人）への配送まで（税関での手続等の代行を含む。）一貫輸送を行うサービスを提供している業者が取り扱っている小口急送貨物。

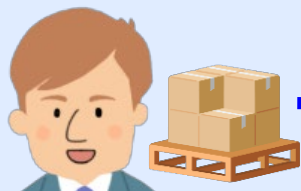
ECマース貨物の輸入通関の流れ

通販貨物：インターネット通販サイトを通じて購入された後、販売者により外国から日本に発送された貨物

海外

② 物流業者を通じた運送

日本



販売者
(仕出人)



購入者
(輸入者)

輸入許可



日本税関

① インターネット通販サイト上で注文

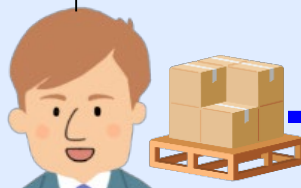
FS利用貨物：ECプラットフォーム事業者(※)等が提供するフルフィルメントサービス(倉庫保管、配送等のサービス)を利用して国内で販売することを予定して輸入される貨物
(※)インターネット上で商取引の場を提供する事業者

海外

選任

① 物流業者を通じた運送

日本



販売者
(仕出人)



税関
事務管理人



販売者
(輸入者)

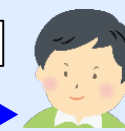
※非居住者も輸入者となることが可

フルフィルメント
サービス (FS)



物流倉庫

③ 配送



購入者
(輸入者)

輸入許可



日本税関

② インターネット通販サイト上で注文

急増する輸入貨物への対応（背景）

<輸入貨物の類型>

通販貨物
(B to C)

インターネット通販サイトを通じて購入された後、販売者により外国から日本に発送された貨物

FS利用貨物
(B to B to C)

フルフィルメントサービス（FS）を利用する貨物

その他
(従来貨物)

(B to B)

事業者間の輸入取引により輸入される貨物

(C to C)

個人から個人に向けて配送される貨物

背景

- 航空貨物等による不正薬物や知的財産侵害物品の密輸が多数摘発。
- FS利用貨物については、
 - 非居住者が輸入実績のある国内居住者の名義を勝手に使用する、いわゆるなりすましにより輸入を行う事案が発生。
 - 輸入の時点では売買が成立しておらず取引価格が存在していない中で、インボイスに記載した不当に低い価格で輸入申告し、関税等をほ脱する事案が顕在化。

- 輸入貨物が急増する中、円滑な輸入を引き続き確保し、水際取締りの実効性の確保及び適正な課税の実現のため、通販貨物、FS利用貨物といった「輸入貨物の類型」を考慮したリスク管理等が可能となるよう、制度の見直しが急務。

急増する輸入貨物への対応（関税改正①：輸入申告項目の追加）

現行制度の概要

- 貨物を輸入しようとする者は、必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

- 【現行の輸入申告項目（政令上明記されているもの）】
- ✓ 貨物の品名、数量及び価格
 - ✓ 貨物の原産地及び積出地、仕出人の住所及び氏名
 - ✓ 貨物を積んでいた船舶又は航空機の名称
 - ✓ 貨物の蔵置場所 等

改正の必要性

- 現行の輸入申告項目では、通販貨物やFS利用貨物であることが把握できず、税関が審査・検査を行うべきハイリスク貨物の絞り込みに限界。

⇒ 通販貨物やFS利用貨物を、申告情報（FS利用貨物は輸入後の運送先）から特定し、これらの貨物を含む「輸入貨物の類型」を考慮したリスク管理に基づくメリハリのある審査・検査を実施する必要。

- 非居住者である輸入者が、いわゆる「なりすまし」により不適切な輸入を行っている場合等がある。

⇒ 取引の実態を把握している者が「輸入者」として確実に申告されることが適当。「輸入者」を偽って輸入する行為が虚偽申告輸入罪の対象となれば、こうした不適切な輸入に対する防圧効果も見込まれる。

改正内容

＜令和7年10月12日施行予定＞

- 輸入申告項目に以下を追加。
 - ・「通販貨物に該当するか否か」（通販貨物の場合は、「プラットフォーム(※)の名称等」を含む。）
 - ・「国内運送先」
- (※)インターネット上の商取引の場

＜令和5年10月1日施行予定＞

- 現在、輸入申告書の様式で記載を求めている「輸入者の住所及び氏名」を政令上の輸入申告項目に追加。

急増する輸入貨物への対応（関税改正②：税関事務管理人制度の見直し）

現行制度の概要

- 1 非居住者が自ら輸入者となりFS利用貨物を輸入する場合、輸入申告等の事務を処理させるために、国内に住所等を有する者を税関事務管理人として定め、税関長に届け出る必要。
() 税関事務管理人が処理する事務：税関から受領した書類の非居住者への送付、貨物検査への立会い、関税の納付等。

改正の必要性

非居住者が税関事務管理人を定めず、取引実態を把握していない国内居住者に輸入の代行を依頼する場合や、輸入許可後に税関事務管理人が解任されて事後調査時には定められていない場合等に、申告内容や取引詳細が十分に確認できない。

⇒ 税関事務管理人の指定等を通じて、税関が非居住者に連絡できるようにすることで、審査や事後調査の実効性を高めることが必要。

⇒ 適切な者が税関事務管理人として届出され、又は指定できるよう、税関への届出時に、非居住者の事業、委任関係等の情報が提供されることが必要。

改正内容

< 令和5年10月1日施行予定 >

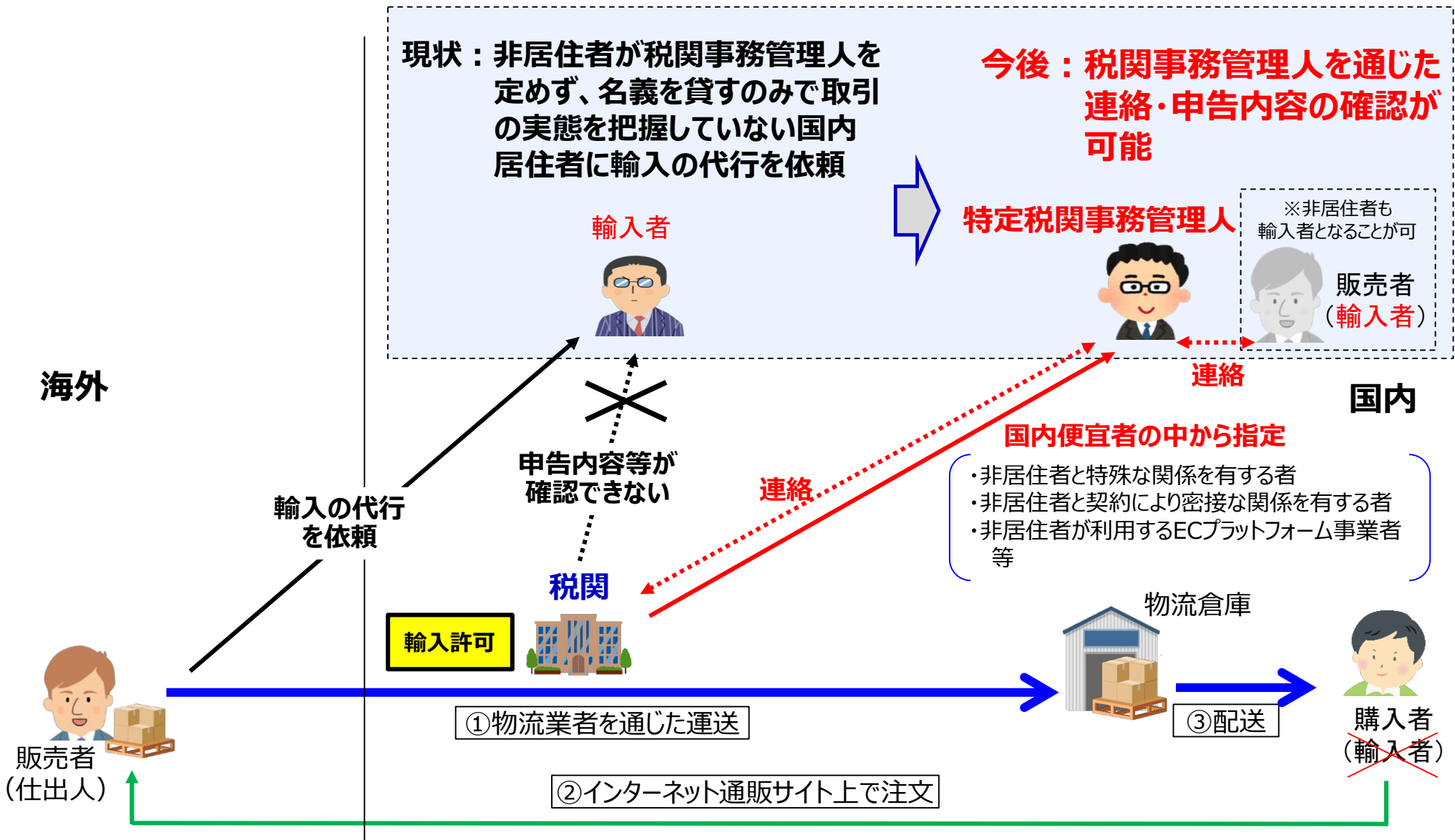
税関長が非居住者等に税関事務管理人の選定・届出等を要請し、非居住者が期限までに要請に応じない場合に、税関長が、非居住者の一定の国内関連者を税関事務管理人として指定することを可能とする等の規定の整備を行う。

() 指定された税関事務管理人が処理する事務：
税関と非居住者の間における書類の受領及び送付・提出。

- 1 税関事務管理人の政省令の届出項目に以下を追加。
 - ・「届出者(非居住者)の事業」
 - ・「届出者(非居住者)と税関事務管理人との関係」等
- 1 届出を行う非居住者に対して、税関事務管理人との委任関係を明らかにする書類の提出を求める。

【現行の届出項目（政令上明記されているもの）】
U 税関事務管理人の住所及び氏名
U 税関事務管理人を定めた理由

特定税関事務管理人制度の利用例



(注) 税関事務管理人が解任されている場合も同様。



令和 5 年 7 月 7 日
財務省関税局・税関

輸入申告者の意義の明確化に関する事例集

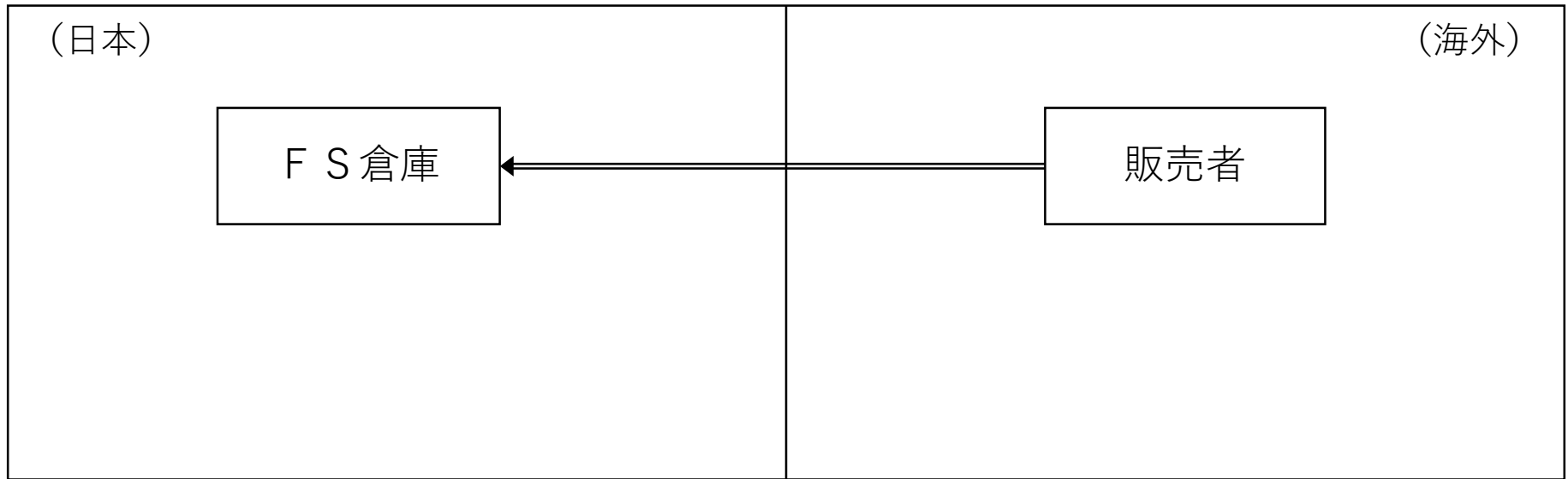
【留意事項等】

- ・ 本事例集は、輸入申告の際の参考として、主な事例における輸入申告者の意義を示したものです。
- ・ 法令・通達の規定に照らして、貨物の取引実態に応じてご検討いただく必要があります。
- ・ 参考となる事例については、随時追加し、更新する予定です。



事例（F S利用貨物の輸入の場合①）

非居住者である販売者が販売する貨物を、E Cプラットフォーム事業者が提供するフルフィルメントサービス（F S）を利用して国内で販売することを予定して輸入する。（輸入申告の時点では販売者と消費者との間で売買契約が行われていない。）

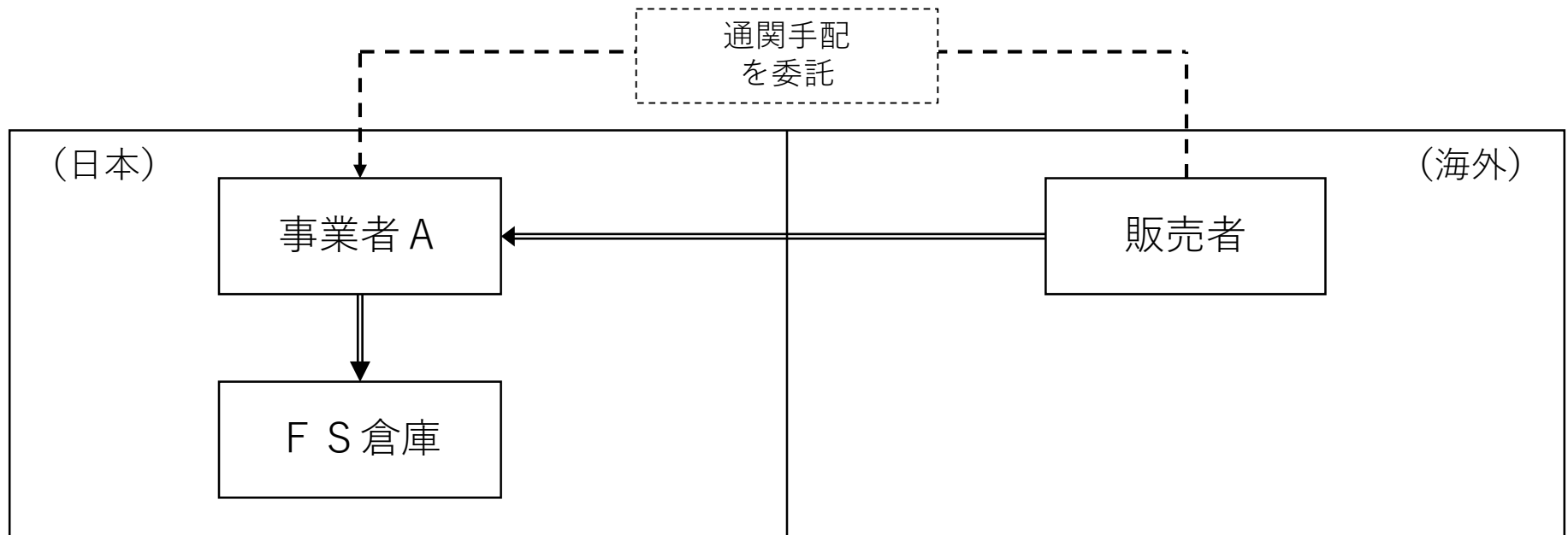


国内引取り後にE Cプラットフォームでの販売の主体となることが予定されており、輸入の目的に従い貨物の販売を行おうとする販売者（非居住者）が、輸入申告者となり、税関事務管理人を定めて輸入申告を行う必要がある。

事例（F S利用貨物の輸入の場合②）

非居住者である販売者が販売する貨物を、ECプラットフォーム事業者が提供するフルフィルメントサービス（F S）を利用して国内で販売することを予定して輸入する。（輸入申告の時点では販売者と消費者との間で売買契約が行われていない。）

販売者（非居住者）は、日本国内での通関手配を事業者A（国内所在）に委託しているが、F Sを利用した国内における当該貨物の販売の主体はあくまでも販売者（非居住者）である。

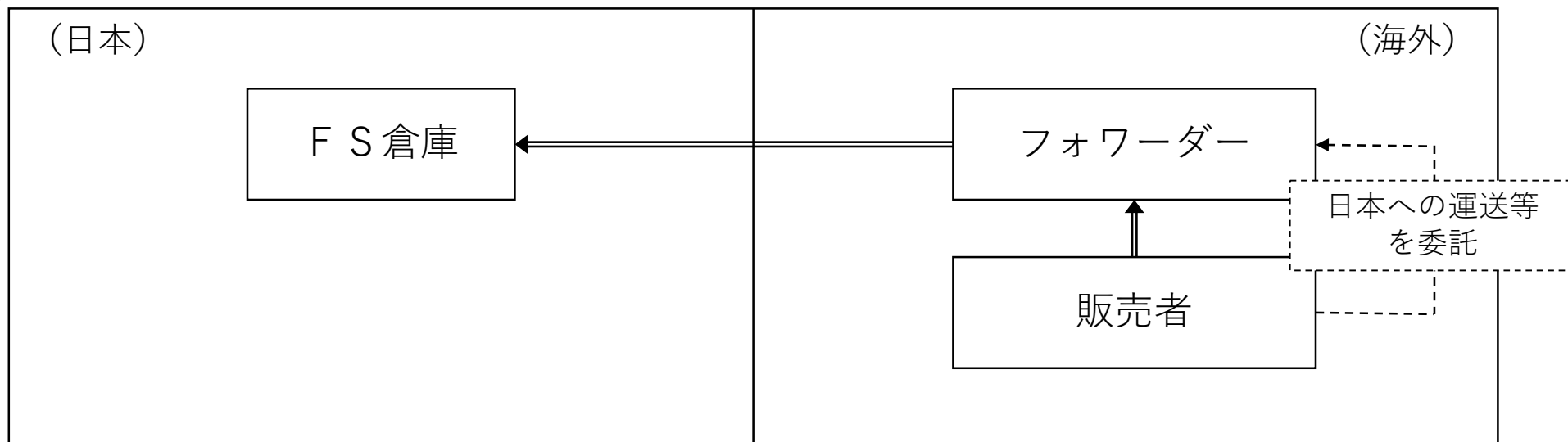


国内引取り後にECプラットフォームでの販売の主体となることが予定されており、輸入の目的に従い貨物の販売を行おうとする販売者（非居住者）が、輸入申告者となり、税関事務管理人を定めて輸入申告を行う必要がある。

事例（F S利用貨物の輸入の場合③）

非居住者である販売者が販売する貨物を、ECプラットフォーム事業者が提供するフルフィルメントサービス（F S）を利用して国内で販売することを予定して輸入する。（輸入申告の時点では販売者と消費者との間で売買契約が行われていない。）

販売者（非居住者）は、海外の販売者の貨物の日本への運送等を海外のフォワーダーに委託しているが、F Sを利用した国内における当該貨物の販売の主体はあくまでも販売者（非居住者）である。

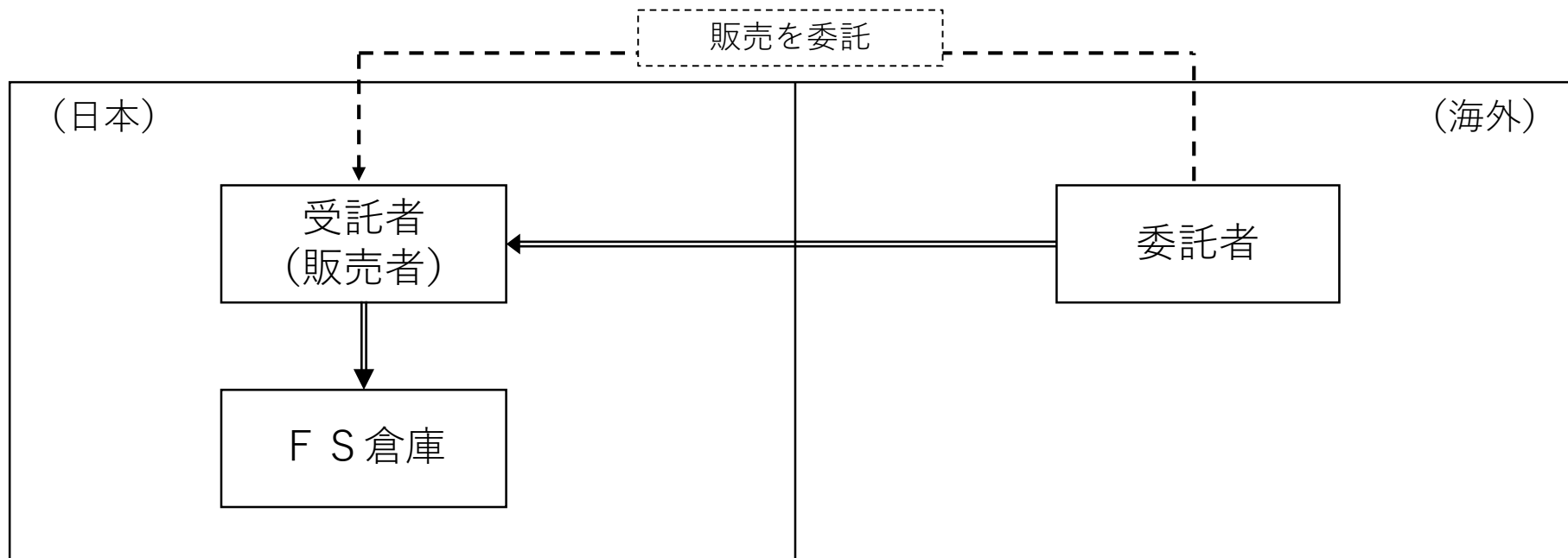


国内引取り後にECプラットフォームでの販売の主体となることが予定されており、輸入の目的に従い貨物の販売を行おうとする販売者（非居住者）が、輸入申告者となり、税関事務管理人を定めて輸入申告を行う必要がある。

事例（委託販売貨物の輸入の場合）

委託者（非居住者）から国内販売の委託を受けた受託者により国内で販売することを予定している貨物（委託販売貨物）を、輸入する。

輸入された貨物は、F S 倉庫に入れられ、受託者の名前でE Cプラットフォームで販売される。
F S を利用した国内における当該貨物の販売の主体は受託者である。



以下のいずれかによる必要がある。

- ① 委託販売貨物の処分の権限を有している委託者（非居住者）が、輸入申告者となり、税関事務管理人を定めて輸入申告を行う。
- ② 自らの名義により国内販売を行う受託者（すなわち、E Cプラットフォームにおける出品者）が、輸入の目的たる行為（委託を受けての販売）を行う者として輸入申告者となり、輸入申告を行う。